

テーマ:「古代末期におけるユダヤ教とキリスト教—その相互影響について」

サブ・テーマ:「パウロとユダヤ教」

1. はじめに

- ・世界宗教(普遍宗教)としてのキリスト教
- ・キリスト信仰:ナザレのイエスをキリスト(救い主)として信じること。
- ・E. P. Sanders「歴史は歩むべき道をすでにもっており、神が歴史の主としてその責任を担っている。それゆえユダヤ人たちは、あるときに、ある方法で神が歴史に介入し、ユダヤ民族の選民としての運命を首尾よく導いてくれる、と考えた」(Sanders, 1996:113-114)。
- ・回心体験
- ・終末までの中間期

2. 初期ユダヤ教の普遍主義(土岐, 2005:30-50, 149-54)

- ・異邦人巡礼/異邦人による神礼拝

イザ 2:2-4「終わりの日に 主の神殿の山は、山々の頭として堅く立ち どの峰よりも高くそびえる。国々はこぞって大河のようにそこに向かい 多くの民が来て言う。『主の山に登り、ヤコブの神の家に行こう。主は私たちに道を示される。わたしたちはその道を歩もう』と。主の教えはシオンから御言葉はエルサレムから出る。主は国々の争いを裁き、多くの民を戒められる。彼らは剣を打ち直して鋤とし 槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げずもはや戦うことを学ばない」(聖書引用は『聖書 新共同訳』より) イザ 2:2-4// ミカ 4:1-3

イザ 60:10-14「異邦人の人々があなたの城壁を築き その王たちはあなたに仕える。わたしは怒ってあなたを打ったが 今、あなたを憐れむことを喜ぶ。あなたの城門は常に開かれていて 昼も夜も閉ざされることはなく 国々の富があなたのもとにもたらされ その王たちも導き入れられる。あなたに仕えない国も王国も滅び 国々はまったく廃墟となるであろう。レバノンの栄光は、糸杉、樅、つげの木と共にあなたのもとに来て、わたしの聖所を輝かせる。わたしはわたしの足を置く場所に栄光を与える。あなたを苦しめた者の子らは あなたののもとに来て、身をかがめ あなたを卑しめた者も皆 あなたの足もとにひれ伏し 主の都、イスラエルの聖なる神のシオンとあなたを呼ぶ」。

ロマ 15:7-13 多数の旧約引用(ロマ 15:9=詩 18:49、ロマ 15:10=申 32:43、ロマ 15:11=詩 117:1、ロマ 15:12=イザ 11:10。ロマ 15:21=イザ 52:15<僕の歌イザ 52:13-53:12>も参照)。

- ・異邦人蔑視 1QM 11-12、ヨベル 15:25-34; 22:16-24 など。
- ・罪の普遍性と神の恵みの普遍性
- ・預言者エレミヤ(前7世紀から6世紀)「諸国民の預言者」(エレ 1:5)、「諸国民、諸王国に対する権威」(エレ 1:10)。
- ・「肉の割礼」と対比された「心の割礼」(エレ 4:4; 9:25; cf. 31:33「心に律法を記す」)。

申命記 10:16「心の包皮を切り捨てよ。二度とかたくなってはならない」、30:6「心に割礼を施し」

ヨベル書 1:23「わたしは彼らの心の包皮と彼らの子孫の心の包皮をきってやるであろう」

ロマ書 2:29「霊によって心に施された割礼」

- ・異邦人の入会条件(割礼、安息日規定、食物規定を中心に)
- ・一般的な倫理的な徳目(トビト書:「施し」「死者の尊重」「親孝行」「神賛美」など)

3. パウロから見たユダヤ教

①神の審判(ロマ 2:6-8)

「神はおのの行いに従ってお報いになります。すなわち、忍耐強く善を行い、栄光と誉れと不滅のものを求める者には、永遠の命をお与えになり、反抗心にかかれ、真理ではなく不義に従う者には、怒りと憤りをお示しになります」。

解説: 善行と永遠の命の相関関係は、イエスのエピソードにも見られる(「金持ちの男」マルコ 10:17-22)。モーセ十戒の倫理的律法の項目が挙げられている(出 20:12-17)。すなわち、殺すな(第6戒)、姦淫するな(第7戒)、盗むな(第8戒)、偽証するな(第9戒)、奪い取るな(第10戒)、父母を敬え(第5戒)。さらに、質問者の男に特化した問題として、施しを勧める(マタイ 6:1-4も参照)。

パウロは倫理的律法を否定せずむしろ奨励し、終末までの歩みが終末の審判において吟味されることを警告する(1コリ 3:13; 4:3-5; 5:5; ロマ 2:16; 1テサ 5:6-11。1コリ 6:9-10; 11:31-32; 2コリ 1:14; フィリ 2:14-16も参照)。

②律法遵守(ロマ 2:17-25)

「ところで、あなたはユダヤ人(Ioudai/oj)と名乗り、律法に頼り、神を誇りとし、その御心を知り、律法によって教えられて何をなすべきかをわきまえています。また、律法の中に、知識と真理が具体的に示されていると考え、盲人の案内者、闇の中にいる者の光、無知な者の導き手、未熟な者の教師であると自負しています。それならば、あなたは他人には教えながら、自分には教えないのですか。「盗むな」と説きながら、盗むのですか。「姦淫するな」と言いながら、姦淫を行うのですか。偶像を忌み嫌いながら、神殿を荒らすのですか。あなたは律法を誇りとしながら、律法を破って神を侮っている。「あなたたちのせいで、神の名は異邦人の中で汚されている」と書いてあるとおりです。あなたが受けた割礼も、律法を守ればこそ意味があり、律法を破れば、それは割礼を受けていないのと同じです」。

解説: ユダヤ人であることと律法の教えとが不可分であることを語り、ここでもモーセの十戒に言及する。なお、律法遵守と「律法による義」について、ロマ 10:5、フィリ 3:5-6で言及している。

③神の言葉の授与(ロマ 3:1-2)

「では、ユダヤ人(Ioudai/oj)の優れた点は何か。割礼の利益は何か。それはあらゆる面からいろいろ指摘できます。まず、彼らは神の言葉(ta. logia tou/ qeou/。複数形)をゆだねられたのです」。

解説:「神の言葉」とは、モーセや預言者を通して与えられたもの。logion「信託、神の応答、神の発言、旧約聖書の全体を指す場合もある。旧約の啓示と約束」(織田『新約聖書ギリシア語小辞典』)。パウロは、「あらゆる面からいろいろ指摘できます」と言っておきながら、続く議論でそのような説明は行っていない。また、割礼の利益についても具体的には応えていない。ロマ 3:1 の問いかけは、架空の対話者からのもので、直前までの議論の趣旨に対して出されたもの。それは、「割礼や文字としての律法が与えられているユダヤ人を相対している」こと。それに対して、「では、ユダヤ人とは何か、割礼とは何か、どのような意味があるのか」と問わざるを得ない。しかしパウロの実際の議論は、それに対する直接的な答えではない。対話者を立てて議論を進める手法は、ディアトリベー(diatribh,) ¹と言われるもので、哲学者のグループで使用されていた。

④選民(ロマ 9:4-5a, 11:1, 28-29 も参照)

「彼らはイスラエルの民です。神の子としての身分(ui`ogesi,a)、栄光(do,xa)、契約(diaqh,kh)、律法(nomoqesi,a)、礼拝(latrei,a)、約束(evaggeli,a)は彼らのものです。先祖たちも彼らのものであり、肉によればキリストも彼らから出られたのです」。

解説:神の子としての身分(ui`ogesi,a)とは、「養子にすること、養子縁組、養子としての身分」のこと。律法(nomoqesi,a)は、「法律の制定、法律の授与、法典」。

「礼拝」(latrei,a)は神殿礼拝(犠牲祭儀を含む)を意味しており(ヘブ 9:6)、パウロは十戒の「第一の石板」にある祭儀的律法を受入れた(Sanders, 1992:259)。パウロは後に、この礼拝をキリスト教的礼拝に再解釈している(ロマ 12:1「自分の体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝(latrei,a)です」)。さらに、宣教者パウロを祭司として、改宗者異邦人を礼拝の供え物として比喩的に表現している(ロマ 15:16)。

栄光、契約、律法、礼拝という用語は、初期ユダヤ教の特徴を表現するものとしてユダヤ人や非ユダヤ人によって認知されていたものである。栄光=唯一神信仰、契約=神の契約の民としてのイスラエル、律法=契約の民のための重要な取り決めとしてのモーセ律法、礼拝=贖罪と赦しを与える祭儀/神殿と理解できる(Dunn, 1988:528)。

神の子としての身分(ui`ogesi,a)は、旧約聖書で顕著ではないが、見出される概念である(出 4:22「あなたはファラオに言うがよい。主はこう言われた。『イスラエルはわたしの子、わたしの長子である、』」、ホセ 11:1「まだ幼かったイスラエルをわたしは愛した。エジプトから彼を呼び出し、わが子とした」)。マタイ 2:15 のイエスのエジプトへの避難と帰国のエピソードでホセ 11:1 を引用している。

選民思想と関連して、「残りの者」について言及するが(ロマ 11:5-7)、ここではキリス

¹ 「時を過ごすこと、気晴らし、娯楽、仕事、研究、談話、時間の浪費、(哲学の)学派」など(古川晴風編『ギリシア語辞典』大学書林、1989年)。

ト信仰を持った者に限定している。

⑤同胞・同族意識 (ロマ 9:3; 11:14)

ロマ 9:3 「わたし自身、兄弟たち、つまり肉による (kata. sa, rka) 同胞のためならば」

ロマ 11:14 「何とかして自分の同胞 (mou th.n sa, rka) にねたみを起こさせ」

解説: 「肉」(sa, rx) (ロマ 9:3; 11:14) = ヘブライ語 (rfB) 「同族、血族、血縁関係、骨肉」を用いていることに注目。ユダヤ人としてのパウロの民族的アイデンティティを認識していることが明らかである。また、フィリ 3:4-5 で彼の出自を誇っているが、そこでも「肉」(sa, rx) を用いている。2 コリ 11:22 でも誇り得る特質として「ヘブライ人、イスラエル人、アブラハムの子孫」を挙げている。

⑥その他

律法の要約・総括 (ロマ 13:8-10; ガラ 5:14) ☞ イエス (マルコ 12:29-31; マタイ 7:12) やヒレル (b. shabb. 31a) など当時のユダヤ神学の一側面。

名詞: ユダヤ教 (とその生き方) ('Ioudai?smo, j) (ガラ 1:13-14)。

副詞: ユダヤ人のように ('Ioudai?kw/j) (ガラ 2:13)。

動詞: ユダヤ人 (教徒) のように生活する (ivoudai, ?zw) (ガラ 2:13)

4. 初期ユダヤ教の共通神学

★「契約的規範主義／契約・法主義 (covenantal nomism)」

「神の計画の中での人間の位置が、契約を基盤として確立され、人間が契約に対する適切な応答として、戒めに従順であることを要求され、他方、これによって罪の贖いの手段が与えられるという考えである、、、。従順は律法に従うことによって、契約関係のもとでの人間の地位を持続するが、神の恵みそれ自体を獲得することはない、、、。ユダヤ教における義は、選ばれた人々の小集団の中で、地位の維持を意味することばである」(Sanders, 1977:75, 420, 544. 邦訳はダン, 1986:53 を参照)。サンダースは契約的規範主義を形作る 8 つの要素を挙げている (サンダース, 1994:272-73 の訳者の「サンダースのパウロ解釈」を参照)。

①神によるイスラエルの選び。

②律法の授与。

③律法は選びの維持に関する神の約束を含意する。

④律法は従順への要求を含意する。

⑤神は従順に報い罪 (違反) を罰する。

⑥律法は贖罪の手段を提供する。

⑦贖罪によって契約関係は維持ないし再確立する。

⑧従順と贖罪と神の慈愛とによって契約のうちに留まる者はすべて救われる者たちの集団に属する。

5. パウロの旧約引用 (配布資料 Carson and Williamson, 1988:268-72)

ロマ 1:2-3a 「この福音は、神が既に聖書の中で (evn grafai/j a`gi,aij) 預言者を通して約束されたもので、御子に関するものです。」

単数形「聖書」(grafh,) (ロマ 4:3; ガラ 3:8)。

6. まとめ

母体 (骨肉)、歴史の舞台としてのユダヤ教

スプリングボードとしての回心体験

参考文献

- Barclay, John M. G. 1996. *Jews in the Mediterranean Diaspora: From Alexander to Trajan (323 BCE- 117 CE)*. Berkeley: University of California Press.
- Carson, D. A. and H. G. M. Williamson, ed. 1988. *It Is Written: Scripture Citing Scripture*. Essays in Honour of Barnabas Lindars. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dunn, James D. G. 1988. *Romans 1-8, 9-16*. Dallas: Word Books.
- Dunn, James D. G. 1990. *Jesus, Paul and the Law: Studies in Mark and Galatians*. Louisville, Kentucky: Westminster/John Knox Press.
- Fishbane, Michael 1988. *Biblical Interpretation in Ancient Israel*. Oxford: Clarendon Press.
- Hays, Richard B. 1989. *Echoes of Scripture in the Letters of Paul*. New Haven: Yale University Press.
- Kuck, D. W. 1992. *Judgment and Community Conflict: Paul's Use of Apocalyptic Judgment Language in 1 Corinthians 3:5-4:5*. Leiden: E. J. Brill.
- Martyn, J. L. 1997. *Theological Issues in the Letters of Paul*. Nashville: Abingdon.
- Sanders, E. P. 1977. *Paul and Palestinian Judaism: A Comparison of Patterns of Religion*. Minneapolis: Fortress Press.
- Sanders, E. P. 1983. *Paul, the Law, and the Jewish People*. Minneapolis: Fortress Press.
- Sanders, E. P. 1992. *Judaism: Practice and Belief 63 BCE-66 CE*. London: SCM Press.
- Sanders, E. P. 1996. "Paul." In *Early Christian Thought in Its Jewish Context*, ed. John Barclay and John Sweet, 112-129. Cambridge: Cambridge University Press.
- Stanley, Christopher D. 1992. *Paul and the Language of Scripture: Citation Technique in the Pauline Epistles and Contemporary Literature*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tomson, Peter J. 1990. *Paul and the Jewish Law: Halakha in the Letters of the Apostle to the Gentiles*. Assen/Maastricht, the Netherlands: Van Gorcum.
- E. P. サンダース (土岐健治・太田修司訳)、1994 年、『パウロ』教文館。
- ジェイムズ D. J. ダン (山田耕太訳)、1986 年、『新約学の新しい視点』すぐ書房。
- 土岐健治、1994 年、『初期ユダヤ教と聖書』日本キリスト教団出版局。
- 土岐健治、2005 年、『初期ユダヤ教の実像』新教出版社。
- J. ニューズナー (長窪専三訳)、1992 年、『イエス時代のユダヤ教』教文館。
- 朴憲郁、2003 年、『パウロの生涯と神学』教文館。
- M. ヘンゲル (梅本直人訳)、2011 年、『サウロ キリスト教回心以前のパウロ』日本キリスト教団出版局。